

2022年2月

## 経営Q&A

回答者

レジリエンス社会保険労務士法人

代表社員 清水 光彦

業界未経験者・就職困難求職者を試行的に雇用する事業主への支援

～「トライアル雇用助成金」活用のポイント～

### Question

【相談者：内装業D社 代表取締役S氏】

当社は内装業を営んでいます。コロナの影響で一時期は仕事が大きく減少しましたが、最近は仕事が戻りつつあります。その一方で、今度は人手不足に悩み始めています。できれば業界経験者を採用したいのですが、思うように採用ができず、これからは業界未経験者でも積極的に採用を検討したいと思います。しかし、採用に際して、求職者の仕事に対する適性を見極めることがなかなかできません。資金的な余裕もあまりないので、何か良い採用方法や、国の助成制度で、活用できるものがあれば利用したいと考えています。当社で活用できるものはあるでしょうか。

### Answer

社員の採用において、求職者の適性や能力を見極めることは容易なことではなく、事業主の皆様におかれてはご苦労の絶えない課題だと思えます。

国は従来から、職業経験の不足などから就職が困難な求職者に限定して、3か月間試行雇用してその適性や能力を見極める「トライアル雇用」制度を推進しており、助成金も支給しています。

今般、コロナ禍によりトライアル雇用の対象者が拡大され、「就労経験のない職業を希望している求職者」が幅広く助成金の対象となりました。

3か月の試行雇用期間で仕事に対する適性や能力を見極めることが可能で、助成金も受給できますので、業界未経験者の採用をお考えの中小事業主の皆様にご検討をお勧めします。

## トライアル雇用とは

離職している期間が1年を超えている、職業経験が不足している、転職を繰り返している、母子家庭の母親・父子家庭の父親、出産育児などで離職してから1年以上安定した職業に就いていないなど、就職が困難な求職者等を原則3か月間試用雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとさせていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

現在、コロナ禍の特例として、未経験職種へのチャレンジを希望する離職者も幅広くトライアル雇用の対象となっています。

## トライアル雇用助成金の概要

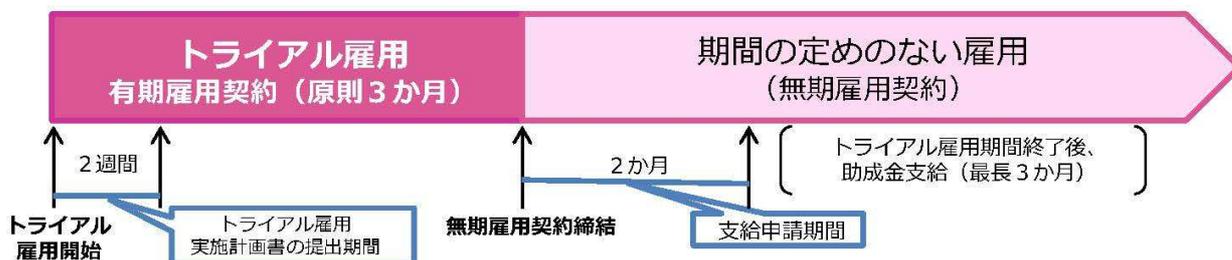
### 1. 助成金の支給額（月額）

トライアル雇用助成金は、事前にトライアル雇用求人をハローワーク等に提出し、ハローワーク等の紹介により対象労働者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、次表の助成金を受けることができます。

「一般トライアルコース」 「新型コロナウイルス感染症 対応トライアルコース」  *一週間の所定労働時間が 30 時間 以上の場合	対象者 1 人につき最大 4 万円 (最長 3 か月)  *母子家庭の母、父子家庭の父の場合は最大 5 万円
「新型コロナウイルス感染症 対応短時間トライアルコース」  *一週間の所定労働時間が 20 時間 以上 30 時間未満の場合	対象者 1 人につき最大 2.5 万円 (最長 3 か月)

\*助成金対象人数は、トライアル雇用求人数が上限となります。

## 2. トライアル雇用のイメージ



\* トライアル雇用開始日から2週間以内に、ハローワークに実施計画書を提出します。

\* 助成金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内にハローワーク等に支給申請書を提出する必要があります。

## 3. トライアル雇用の対象労働者

<p>「一般トライアルコース」</p>	<p>次のいずれかに該当し、本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している</li> <li>② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている（パート・アルバイトなどもしていない）</li> <li>③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業（正社員等）に就いていない期間が1年を超えている</li> <li>④ 55歳未満で、ハローワーク等で担当者制による個別支援を受けている</li> <li>⑤ 就職の支援を行うに当たって、特別な配慮を要する（母子家庭の母・父子家庭の父など）</li> </ol>
<p>「新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース」</p> <p>「新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース」</p>	<p>次の両方に該当し、本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 紹介日において、離職している（シフト制労働者等のシフトが減少した場合も含む）</li> <li>② 紹介日において、就労経験のない職業につくことを希望している</li> </ol>

## 助成金を受給するための手続き

～トライアル雇用の求人を行うことから始まります～

### 1. トライアル雇用求人の提出・雇用

- ・ハローワーク等（地方運輸局、一部職業紹介事業者も可）にトライアル雇用求人を提出し、求職者をトライアル雇用として雇用します。

### 2. 実施計画書の提出

- ・トライアル雇用開始日から2週間以内にハローワークに実施計画書を提出します。

### 3. 助成金の支給申請

- ・トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内にハローワークもしくは労働局に支給申請書を提出します。
- ・申請期限を過ぎると助成金を受給できなくなるので注意が必要です。

\*母子家庭の母・父子家庭の父、中国残留邦人等永住帰国者を、トライアル雇用終了後も引き続き継続して雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の一部を受給することができます。詳細は「特定求職者雇用開発助成金」をご確認ください。

\*中小建設事業主が35歳未満の若年者または女性を建設技能労働者等としてトライアル雇用した場合、更に「トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）」を併せて受給することができます。詳細は「建設事業主等に対する助成金」をご確認ください。

## トライアル雇用助成金の活用具体例

～内装業の場合～

- ・トライアル雇用求人で10人の求人を行い、5人の業界未経験者をトライアル雇用として採用。
- ・「新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース」として5人の実施計画書を提出し、5人全員が3か月のトライアル雇用期間を就業した。

「トライアル雇用助成金」として

月額4万円×5人×3か月＝60万円を受給

トライアル雇用助成金の詳細について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/newpage\\_16286.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/newpage_16286.html)

特定求職者雇用開発助成金について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_konnan.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_konnan.html)

建設事業主等に対する助成金について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html)

助成金の申請は社労士へお任せください

～労働社会保険諸法令に基づく助成金の申請書の作成及び行政機関への提出等は社労士の業務です～

お近くの社労士をお探しの際は（全国社会保険労務士会連合会）

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/consult/tabid/527/Default.aspx>

＜執筆者紹介＞

レジリエンス社会保険労務士法人 東京・世田谷

代表社員 清水 光彦（しみず みつひこ）

東京都社会保険労務士会 常任理事・山手統括支部長

日本FP協会 CFP®認定者

「人財」が企業を成長させていきます。

成長する企業には、成長に合わせた人事労務を。

当社労士法人では、労働・社会保険諸法令に則った手続き業務のみならず、幅広い業種に対応した人事労務コンサルティングを提供しています。

ホームページ：<https://www.resilience-sr.jp/>

お問い合わせ：当法人ホームページのお問い合わせメールフォームをご利用ください  
<https://www.resilience-sr.jp/serv-contact.html>



日本政策金融公庫  
国民生活事業